

1997年チッタゴン丘陵地帯和平協定の実施状況(2006年末時点)

条項	条項の内容	関連法	実施	状況
総則				
A.1	少数民族が住む地域としての独自性を守る	×	×	入植村の新設、入植者の「永住者認定」や雇用対策など、地域の独自性を損なう政策を採ってきた。
A.2	和平協定に合わせて関連法規を制定・改正		×	1998年5月に多くの矛盾点を含んだまま地域評議会法と3県評議会法が制定された。地域評議会の抗議で修正されたが、入植者を有権者名簿に含む点は今も未修正。土地委員会法も矛盾する内容のまま。
A.3	履行過程を監視する履行委員会の設置	×	×	2001年まで4回会合を開いただけで完全停止

県評議会				
B.13	ジュマで副大臣の資格を持つ最高執行責任者が県評議会の書記を勤める		×	最高執行責任者は任命されていない
B.14	3級～5級の地方公務員を任命。ジュマを優先		×	権限委譲されず。ほとんどの地方公務員は現在もベンガル人
B.24	丘陵県警察の警部補以下の職員を任命		×	権限委譲されず。警察もほとんどベンガル人
B.26ア	管轄下の土地の譲渡に関する許認可権		×	関連法で管轄範囲を不当に限定。行政は無視して入植者に土地譲渡
B.26イ	その承認なしに政府は土地を取得・譲渡できない		×	政府は相談もなしに広大な面積を軍事施設、植林などの名目で収用し続けている
B.26エ	カプタイ湖畔を元の所有者に優先賃貸		×	湖畔は入植者にリース。ジュマの声が湖管理委に反映されず
B.27	土地開発税を徴収し財源とする権限		×	委譲されず。
B.29	県評議会法を実施するための規則を發布できる		×	規則が發布されていない
B.34	県評議会に新たに11権限を委譲(33分野68業務)		×	1989年HDC法で定めた21分野での権限も10分野(15業務)しか委譲されず、新しい分野は一つも委譲されていない。
B.35	固定資産税、商業税、漁業税など12種類の徴収権		×	委譲されず。
B.19	全国的な開発計画は、HDCを通じて実施する		×	CHT開発局などが県評議会と相談せず、一方的に実施している

地域評議会				
C.1-8	地域評議会の設置・構成・選任			1998年地域評議会法制定。しかし、県評議会選挙未実施で現在も「暫定」地域評議会という位置づけ
C.3	選挙で選ばれた県評議会委員の中から互選で地域評議会を構成する		×	選挙人名簿の問題で県評議会選挙が未実施。
C.5	議長は閣僚の資格を有する			暫定地域評議会議長ショントゥ・ラルマ氏は一応、大臣待遇。ただし、政府内で意見が尊重されないことがおおい。

C.9イ	地方都市議会をふくむ下位の地方評議会を調整・監督		×	2001年に政府は監督・調整を受け入れるよう通達したが、通達を無視している
C.9ウ	一般行政、法秩序維持、開発を調整・監督		×	政府から地域行政に地域評議会に関する通達が行われず、地域行政も県評議会も地域評議会をほとんど無視し続けている。
C.9エ	NGOの活動との調整も含め、災害復興と救援活動について指示を出す		×	政府は相談せずNGO規則を一方的に交付。国内NGOによる入植者への支援も奨励。ジュマNGO登録難くする。
C.9オ	少数民族慣習法と共同体による裁定を管轄			民族首長、尊重は調整できているが、軍が結婚など慣習法にも干渉することがある。
C.9カ	重工業への認可を出す		×	権限委譲されず、政府が勝手に許可を出している。
C.10	CHT開発局を監督、局長はジュマを優先		×	局長をジュマとすることは関連法に明記されず。2001年まではジュマ議員、以降は入植者リーダーが局長を勤め、開発事業で入植者を優遇。
C.11	県評議会法と関連法規の矛盾は地域評議会の助言で解消する		×	和平協定と関連法の矛盾は何度も指摘しているが法改正されてこなかった。
C.12	暫定丘陵地域議会の設置			PCJSS委員を中心に結成されたが冷遇。ベンガル人委員をBNPに変える圧力。
C.13	CHTに関する法律は地域評議会の助言にしたがって制定する		×	土地委員会法、NGO規則など相談なく決められてきた。

CHT省				
D.19	CHT問題に特化した省を新設、先住民族からその諮問委員会を構成し大臣を任命する	非該当		BNP時代、ジュマには副大臣の資格しか与えず諮問委員会も未結成。現暫定政権ではチャクマ王がCHT担当特別補佐官。

難民送還・国内難民支援				
D.1	1997年3月の難民との20項目の協定に基づく送還・生活復興	非該当		1998年2月に12,222世帯64,609人が帰還。物資は配給されたが少なくとも3,055世帯が土地に戻れずに居る。40の村が占拠されたまま。
D.1	国内避難民の身分認定を行い、生活再建措置をとる	非該当	×	支援事業は始まっていない。政府は入植者38,156世帯も認定しようとし、作業班が膠着している。

土地問題の解決				
D.4-6	土地委員会による土地争議の裁定		×	2001年に土地委員会法が多くの矛盾を含んだまま制定。準拠法・委員長権限をめぐり対立・膠着。約3万5千訴訟提起されているが審理されず。
D.2	土地調査で土地登記と土地所有権を確定	非該当	×	難民・国内避難民の生活復興が終わっていないので始まっていない
D.3	土地無しジュマに2エーカー提供	非該当	×	未実施
D.8	未利用のゴム園などをジュマに返還	非該当	×	未実施。行政は新たに土地を入植者にリースしている。

PCJSSの武装解除・生活再建				
D.13	PCJSSの武器引渡し。家族と共に普通の生活に戻る	非該当		
D.14&16	元武装活動員の特赦・告訴取り下げ	非該当		2004年までに999件中720件の訴訟が取り下げ、119件が残る。
D.16ア	PCJSS活動員1世帯5万タカ支給	非該当		投降者は11人を除き受け取る
D.16イ	告訴、逮捕状、指名手配、欠席裁判判決を取り消し。服役者は釈放。	非該当		
D.16ウ	単にPCJSS活動員というだけでは起訴・刑罰されない	非該当		PCJSS党員の不当逮捕は近年増えている
	国営銀行・政府機関からの債務帳消し	非該当		
	CHT永住者を優先的に政府機関、半官半民機関、議会、特殊法人の職員に雇用	非該当	×	今も政府役人はほとんど平野部出身のベンガル人で。
非軍事化				
D.17	全ての仮設駐屯地を引き上げる(BDR、6基地除く)	非該当	×	地域評議会が政府から引き上げを知らされたのは31数箇所。ただし、政府は200箇所以上引き上げたと主張。軍による軍事行動・拷問が横行。
D.17ア	駐屯地引上跡地を元の持ち主か県評議会に返還	非該当	×	引き上げ跡地は未返還

注: 関連法とは、1998年 カグラチヨリ丘陵県評議会(改正)法、ランガマティ県評議会法、バンドルバン県評議会法、1998年丘陵地域評議会法。
法律の条項に和平協定が反映されたかを、○、△、×で評価した。この4つの法律と無関係の和平協定条項は「非該当」とした。